

## 第2回大阪府青少年健全育成審議会第4部会 議事概要

- 日 時 平成23年11月11日(金曜日) 午後2時00分から午後4時10分まで
- 場 所 大阪府庁 本館 3階 特別会議室大
- 出席者(五十音順) 岸本委員 桐生委員 園田委員 野口委員 福井委員 山上委員

### 議題 子どもを守る性犯罪対策について

◇前回部会で、部会長から事務局に資料作成要求を行った資料について、順次説明があった。

- ・資料2 . . . .平成22年中の性犯罪の認知状況(人口対比)  
性犯罪認知件数の人口対比は高水準で推移している
- ・資料3 . . . .性犯罪の暗数について  
平成20年版の犯罪白書に掲載の被害申告率調査結果を確認すると、強制わいせつ・強姦の他、痴漢・セクハラ等の行為も含んではいるが、第3回平成20年の暗数調査結果は、13.3%であった。
- ・資料4 . . . .子ども対象・暴力的性犯罪から見た性犯罪の再犯状況について  
再犯率については、「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者」の再犯等に関する分析(平成22年11月警察庁生活安全局、科学警察研究所犯罪行動科学部)の説明があった。
- ・資料5 . . . .海外の性犯罪対策  
諸外国の性犯罪対策について、登録義務、情報の公開、電子装置の装着などの状況の説明があった。
- ・資料6 . . . .性犯罪者処遇プログラム概要  
法務省の取組み「性犯罪者処遇プログラム」について説明があった。
- ・資料7 . . . .有識者からの聴取に基づく法的課題の整理(届出義務)  
法的課題についての整理について説明があった。

○委員から医療観察法の概要について説明があった。

### (委員の主な意見)

- 認知件数をもって、特別に大阪の情勢が悪いと決めつけるのはどうか。
- 発生の状況を確認できるデータは、認知件数で見るとしかないという現状がある。暗数の問題もあるが、認知件数よりも多いことは確か。
- 認知には、能動的な認知と受動的な認知があり、性犯罪の場合、受動的認知が多いと思う。意識醸成がすすめば、認知件数が増えることも事実。被害の実態をつかみにくい。
- 件数について把握しにくいのが、子どもが被害に遭っている状況はあり、大阪の子ども達を全国に先駆けて守っていくことが重要。
- 被害を未然に防ぐことは極めて重要な中身。今何も手立てが打てないという実態があり、一定の手立てを打てる方向が良いと感じる。特に子ども達がそういう状況に置かれながらも、手が打てないというのはどうか。家族も、もちろん学校も地域も連携しながらやっていく。より一層対応できるような仕組みが進められるような内容へと検討を進める必要がある。
- 社会内処遇は、情報公開ととらえられがちだが、警察で留めるところで議論すれば、もう少し進むんじゃないかと思う。
- やはり、各国も対策を講じているなか、性犯罪を犯した者への支援をして、できるだけ全ての人たちが幸せになるという方向で進めていかなければならないと思う。
- これまでのデータを踏まえ、件数的に大阪が悪いということではなく、啓蒙の意味も込め、隠れているものがあり、救わなければならないということ。
- 性犯罪は他の犯罪と違う点が多い。被害を受けた人が二次的、三次的な被害を受けてしまうという

特殊な犯罪。もっと言えば根本的に、痴漢に遭った女性が何で声を出せないことが理解されていない。

- 刑務所内の処遇は、伝聞ではあるが、法務教官がやっており、医師が中に入って治療ということではない。刑務所内の処遇に限らず、医学の関与が非常に重要。
- 幼少の時から思春期に入ってくる中で、性的な行動がいくつか見られる中で、早期に正しい教育を施すことで、そういう将来的な性犯罪者になってしまうような事を防ぐ可能性があることなのか。
- 典型的なのはオーストラリア。累犯を繰り返して再犯を繰り返す犯罪者になってしまうと、非常に更生が難しいということで、20歳未満の早い段階で発見し、介入するという考え方でやっている。
- パーソナリティに問題があるとか、性的サディズムとかってというのは、そういう人というのはごく一部で、幼少期に性的虐待を受けたりなど、その体験を持っているという環境的な要因から起きてるっていうのが大きいと感じる。確か海外では、データがあったと思うが。
- 子ども虐待では、子どもが虐待を受けるということが、被害者が加害者になるという連鎖になっている、それを断ち切るという意味でも子どもを守らなければ。
- 犯罪は、犯罪行為じゃない部分をきっかけにして、ステップを踏んで行く。奈良の条例を見ると、保護者が監督できないような中で、子どもに声をかけることは必要ないと思う。元来特別な理由が無い以外は。
- 条例施行後も地域の意識が醸成されているのであれば、声かけに対する規制はいいのではないかな。
- あんまりやり過ぎすぎると、殺伐とした社会になるおそれがある。段々子どもに冷たくなっていく、何かしてあげようと思ってもあげにくい風潮にもなりかねないのでは。
- よく分かるが、通常保護者は子どもに「知らない人に声かけられても絶対にその応じたら駄目だよ」といっており、それが普通の感覚だと思うが。
- 時代の変化に伴って、大人もルールを守らなければいけないのではないかなと感じる。全然知らないのに子どもに声かけられるのは、保護者としては不安。
- 両方とも平行して進めないといけない。元来の地域コミュニティを図り、なおかつ、子どもも守っていく。地域が24時間見られない、地域活動も警察活動にも限界がある。当然、隠れた中での行為になることを理解しつつ、地域では子どもの安全を確保しようと頑張っている。リスクをあまりに意識しながら進めても何も進まない。何とか、子どもを守るために前に進めなければ。
- 刑務所を満期で出てこられた方っていうのは、一応法的には清算されている訳で、どういう根拠で生活、居所生活に制約を科すのかっていう、そこが一番問題になってくる。不利益を科す場合には、それを上回る合理的な理由が必要になってくるという風に思う。これが当然の事だろうと思いますね。その辺でどういう風に考えるかっていうことが難しいが。
- 社会復帰の支援をどうするかっていう点を考えていくことではないかと思うが。現実には、刑期を終えれば、法務省も管轄外ということになり、支援はほとんどなされていない。
- 実現可能なのは、保護司のようなノウハウを持っている人が相談を受けること。可能であれば、医療関係者に繋がれば。
- いくら刑期を終えたといっても、社会復帰には、かなり厳しい制限を受けると思う。少しでもサポートされる所が必要か。
- 当事者に認識があれば、困った時に、ちょっと電話で聞いてみようかとなる。そういうものが公にあれば支援できる要素になる。
- 大切なのは、大阪府民として生活していただくわけだから、行政の限界があるが、第一歩踏み出さなければなにもならない。
- 保護観察所でも受け皿が欲しいと感じているはず。刑期後の対策がないというのは問題があると思っっているはず。
- 莫大な予算をつければできるが、實際上難しい。
- 新たにそういった人を募集して、トレーニングを受けた人が支援というような形で接していくという風な、そういった仕組みも果たしてできるのかどうか。
- 条例という後ろ盾があれば、医師などもやるっていう人は出てくると思う。

- 希望者だけにするか、全員に義務付けるのか、そこの判断が難しいですね。
- 決してマイナスに働くものではないと感じる。段々本人の納得が得られるような環境整備にもつながっていく。
- 臨床的な印象でも、行為者は非常に自尊心が薄いし、孤独で、恥ずかしいっていうか、相談相手がないっていう状況に置かれているので、そういう本当に気軽に相談できるようなところがあるっていうのであれば、かなりメリットだと思う。
- 性非行でも、虐待などが原因で、そして一定のところから家庭から離れて、そして施設等で自立していく。自立には支援が必要。それを支えるところが少ないので、中間施設とグループホームといういろんな形で支援をしていく。このプロセスを辿っていかなければならないのではないかな。まず受け止める、そういう人が一人でもいてくれる、これがスタートになるのではないかな。
- 住居の提供とか物凄くメリット。刑罰まで科すという話はどうかと。
- 刑期終了者は、心の中にいろんな闇があるでしょうから、もう一回やってしまったらどうしようとかあるはず。そういったものを解消してあげるだけでもいいと思う。
- 法的问题が残る。すっきりしない。例えば、何回もやっている場合などは、これはやむを得ないかなという気はするが。
- 更生意欲も重要。
- できるだけ可能な支援をする中で、モチベーションを強化して行って、それで更生に進められるように頑張るといふ形。これも相当難しい。果たしてどれだけ意識を持って、また知識を積んで、役割を担おうと思っただけの方をどう育成するかというのは大切な大きなこれからのまず第一歩じゃないかなという気がしますね。
- 支援というものを前提にして、あと公開もしないでという形でならば、とも思うが。逆に更生意欲の少ない人と携わることで、変化することもあり得るのでは。
- 情報の管理は警察だけとか、何か外に出ないような制約を設けては。
- これは警察と連携しないと回らないと思う。
- 情報の中身を条例の中で明確にしていく。厳しい管理、基準が必要か。

◇部会長の要望で、警察本部から、実際の声かけから性犯罪に発展した事例の説明を受けた。

◇事務局から、奈良県の子どもを犯罪から守る条例（声掛け規制）の内容、現状についての説明があった。

（委員の意見）

- 日本社会の防犯に関する活動が、地域ボランティアの熱意と比較的緩やかな信頼関係に基づいており、安易に子どもに声をかけたらいけないという危機意識も必要ではないか。
- 13歳未満に対する強制わいせつ手段として声かけを行っているのであれば、現行法上、強制わいせつ未遂として対応すべき。
- 声かけが子どもや保護者などの不安を与える行為ではあるが、声かけに限定するのか、その他も含めるのか。
- 他の委員の質問に対し、性犯罪者の医学的観点による考察、諸外国を含めた薬物治療の状況、性的虐待の典型的なメカニズムの説明があった。
- 子どもの健全育成を明確に示し、現状にだけ対応するというのではなく、犯罪そのものを起こさせない、社会、家庭環境をどう作っていくかという大きな命題に対して、やれることはないのかということから考えていくべき。
- 条例化していくというのは賛成である。法律上の問題はあるかもしれないが、成立自体が非常に意義のあるもの。

（刑期終了者に対する対応についての意見）

- 刑期終了者に対して対策を講じるにあたり、何を根拠に不利益な処分を科すのか、何故、性犯罪だけなのか、人権上の問題はどうか、適正な手続きかを考えるべき。

- 問題は当然あって、議論も起こると思うが、国民の理解を得ていくことで、意義は段々と社会に認められてくるといふことも多い。
- 希望者だけに届出をさせることは問題はないと思うが、強制的にするというのは、結果的に大阪から追い出してしまふことになるのではないか。
- 刑務所の中で行われている矯正処遇というのは十分ではないので、社会に出た後、どう社会でサポートしていくか、行政としてどういうサービスをするか。そこが重要。出所した人にも大きなメリットがあればいいのではないか。
- 刑期終了者に対しても社会復帰支援は必要。特に、医学的治療は必要であり、諸外国では行われている。社会に出た後の社会内処遇が重要であるが、治療に対する保険が認められていないので、対処のすべがない。
- 日本では、対策が皆無に等しいので、諸外国の対策を参考に考察すべき。支援の充実という観点では、医療施設を作るといふことになるが、まずは、何等かの支援のやり方を考える。そこでできるのはどこまでなのかといふことを考えればいいのでは。

※ 部会長から、事務局に対して、次回部会開催にあたって、次の資料要求があった。

- ・大阪における保護司等の状況について
- ・第二段階「犯罪行為に至らない程度の行為について」の論点整理表
- ・警察庁通達での取組み  
子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置(警察庁通達)
- ・海外における性犯罪者登録義務制度の概要等
- ・海外における性犯罪者に対する処遇プログラムの状況
- ・個人情報保護に関する資料

※ ○は委員意見 ◇は事務局説明